

緊急通報システム事業

令和6年4月現在

目的	在宅の高齢者又は身体障害者等(高齢者等)の急病又は事故等の緊急時に迅速に通報ができる緊急通報システム(固定型又は携帯型)を整備し、高齢者等の緊急時の連絡先の確保と不安を解消することを目的とする。
対象者	町内に住んでいて、日常生活に不安のあるものであって、次のいずれかに該当する者。 1 65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯 2 障害者のみの世帯 3 その他町長が必要と認める者
必要書類	1 緊急通報システム利用申請書(様式第1号) 2 住居立入り等承諾書(様式第2号) 3 協力員承諾書(様式第3号) 4 住民票謄本(申請書同意欄にて同意した方は不要) 5 個人情報に関する同意書
個人負担額	※ システムの設置費・毎月の利用料は、町が負担する。 ※ 機器の使用に要する通信料・通話料及び電気料については、利用者の負担となる。(紛失等の場合も自己負担あり)
備考	※ 「協力員」は、緊急通報センターからの依頼があった際、利用者宅を訪問して、利用者の安否を確認し、必要に応じて、消防署に連絡したり、実施機関や役場に連絡すること。 ※ 「固定型」は、自宅の固定電話の回線を介して利用するシステム、「携帯型」は専用の携帯電話を用いたシステムとなっている。 ※ 緊急時には警備会社からかけつけを行う。 (嘉手納町内のみ) ※ 緊急通報システムとは別に、みまもりセンサー(人感センサー、湿度・温度センサー)を設置し、一定時間動きがない場合や室内状況に変化があれば、状況確認や注意喚起の連絡を行う。